

news
1

お旅祭り「曳山子供歌舞伎」 アーケードの中で初めて上演



八日市二重屋根の曳山

八日市商店街は、昭和50年加賀地方で最初にアーケードを建設して31年、小松で曳山を保有している八町の内アーケードのある町内会は八日市商店街のみで、これまでアーケードの中での曳山子供歌舞伎の上演を強く願っておりました。

しかし、檜は二重屋根が背が高くアーケード内に入れられないため、3年前にシャンデリアを外し入口ゲートを改造、次回の上演年には是非アーケードの中での上演をと協力を呼び掛け、お旅祭り初日の5月13日に午前と午後の2回の上演が実現致しました。

芸題は「絵本大功記十段目尼崎の段」で子供達が熱っぽく演じ、アーケードの中は拍手が鳴り響きました。上演の実行は商店街が行っているこまつ「匠の市」との相乗効果もねらい、より多くの人に小松にお越し頂き、小松の伝統文化と商店街に親しんで頂こうと、昨年より5月の「匠の市」を「お旅祭り」に合わせて開催しているものです。

町の伝統芸能と市文化財の曳山檜と商店街の活性化を融合させ、多くの人々の関心を集め大変ご好評を頂きました。八日市商店街は12日より15日を歌舞伎ウィークと名付けて売出しを行い、各個店ごとのイベントを店内で、店頭では「祝い籠、ワゴン均一セール、道具展、手作り色紙の作成、がらくた市」等を行い、多くの祭りや曳山見物のお客様の入店を招きました。また、アーケードの中での2回の上演には商店街よりご来場御礼を申し上げ、子供役者より振る舞いの紅白菓子300組を配り、見物客に大変喜ばれました。来街者にはお休み処を設けて黒豆茶の無料サービスをお客様の笑顔に支えられ、次回の開催も頑張りたくと張り切っております。



紅白菓子の振る舞い



匠の市開催

八日市商店街振興組合
理事長 徳田 保

news
2

七尾駅前リボン通りで バザール開催

～商店街に初夏の彩り「七夕」でホスピタリティ!～

日時 平成18年7月1日(土) 午前10時から
場所 七尾駅前通り商店街リボン通り
催し 飲食コーナーや朝市のほか七夕なびく初夏の彩りのなか「大正琴」が奏でられます。当日は、七尾駅前第二再開発ビル「mina・cle」オープン。テナント会によるイベントも盛りだくさん。皆さんのお越しを!



七尾駅前リボン通り
街の彩り「七夕」。

地元幼稚園児・小学生による写生大会の応募。

今年度38回目を迎えます。毎年超人気の大会です。特・金・銀・銅賞と盛りだくさんの表彰が用意されており、近隣ファミリー層の皆さんの大きな楽しみイベントとなっています。



いよいよ能登の玄関口 七尾駅前が変わります!

第一再開発ビル「パトリア」と3階が接続されており人の行き交いが期待されています。6階建てで1階にはエム(フィットネスクラブ)のほか衣料品やコンビニなど物販6店、オフィス1社が、2・3階には、七尾市健康福祉部・子育て支援施設・中央図書館などとオフィス2社が、4・5・6階は、ビジネスホテル「アリウィオ」が入居予定。



7月1日オープン「mina・cle」

郊外大型店出店が予想され、まちなかの賑わい再生に不安材料がありますが、まちづくりにとっては、七尾駅前→七尾駅前通り商店街・東部商店街・中央通り商店街・能路マーケット・一本杉通り振興会→能登食祭市場・七尾マリンパークの来街者の往来が期待されています。

news
3

漆の里 輪島本町お斎市 (ワイワイ天国)へおさそい

～夜の街なかには御陣乗太鼓の置き・リズムに聞く人のこころをとらえる～

本町ストリートでお店の感謝祭がおこなわれます。ほんほん菓子、金魚すくい、ゲームのほか「能登よさこい」が石だたみを流します。名舟の御陣乗太鼓。かがり火や煙霧が演出効果を一層高めます。街なかでは、イルミネーションが彩りをそえており、夜のお買い物も楽しめるほか朝市が引けた後の街なかの賑わい創出を目指します。お疲れの節は、お休憩処でこー服(日吉酒店内)をおもてなしのところが息づいています。



立ち寄りスポット「足湯」

日時 平成18年8月5日(土)6日(日)
御陣乗太鼓は8月3日(木)から8月9日(水)までの7日間
いずれも午後8時30分から午後9時30分まで(雨天決行)。
各お店では、営業時間が延長されておりお買い物が楽しめます。

場所 輪島市本町商店街 朝市通り

ぬり絵コンテスト

案内チラシ裏面のぬり絵で応募。当日発表ショーがあります。新輪島市誕生により旧門前町にもPRの輪を駆け地域ファミリー層の拡大を図ります。



輪島市本町 朝市通り

幸せの夫婦椀

若手漆芸家自らの手により漆椀を模し制作。街かどでの記念撮影のスポットに。翌日、写真は無料進呈。朝市へのリピートを図ります。



幸せの夫婦椀と記念撮影を

TOPIC 1

豎町は毎日が歩行天

～安全で快適な買い物空間を目指して～

「豎町商店街通り」は、車道幅員6mの金沢市道とその両側各3mの歩道、計12mの通りが430m延びる通りで、商店はその両側に軒を連ねている。

この通りの従来からの交通規制は、土、日、祝の午後に限り、車両の進入が禁止となり、歩行者天国が実施されていた。

しかし、休日で約3万人、平日でも休日の約半数の通行量があり、人と車の混在は安全上からも問題になっていた。

このため、組合においても車両通行量調査を実施した外、金沢市交通政策課へも働きかけ、「金沢市における歩けるまちづくりの推進に関する条例」による協定締結を目指す等、取り組みを強め、周辺地域との話し合いも重ね、事業の推進を図った。



歩行天の街並み

併せて警察の協力もおおき、多くの関係者の協力を得、昨年12月1日より、平日の午後にも交通規制を拡大することが出来、「365日の歩行天」が実現した。

アーケードの無い商店街における通年のホコ天は、全国的にも余り例が無いと思われるが、これからも安全で、楽しく、快適に買い物できる街づくりに更に磨きを掛け、一層の来街者の増加に繋げていきたい。

豎町商店街振興組合
事務局長 西村 茂



歩けるまちづくりオープニングセレモニー

TOPIC 2

街路修景完成その後

—桃李大作戦—

昨年度に完成し、今年4月15日にお披露目をした金澤表参道・横安江町商店街の街路修景整備事業は、人口45万、金沢市の都心に、えも云われぬ気持ち良い心も広くなる空間を現出いたしました。若人たちがベンチで本を広げ、若夫婦が大きな魚の造り物の前で子供にデジカメを向けるというような、かつてはなかなかなかった風景が自然に見ることができるようになりました。お客様の年齢層が広がっているように思います。

そうなりますと関心は、きれいになったが人出は、売上は、ということになりましょう。もちろん苦心惨憺の工事中二年間に比べればどちらも上昇はしています。しかし、圧倒的というわけではありません。もっとほしいというのが偽らざる気持ちです。今度のような大事業の場合にはその前後にたたみかけるようにイベントや売り出し等を行うのが常道でしょうが、組合の事情で充分とは言えませんでした。責任を感じているところです。

このような状況にはわかには改善できませんので、頼るは組合員個々の店が今までに培ってきた大切な固定客の支持を土台にりっぱな花や実を成らすことです。そうすればかならずお客様は来てくださるものと思います。丁度「桃李は言わず 下おのずから実を成す」というように。

くれぐれもこの新道が吾々には過ぎたるものと云われぬよう頑張りたいと思います。

街路樹の娑羅の木（夏つばき）が、そのうちの何本かですが、今年早速咲いてくれそうですから。

横安江町商店街振興組合 理事長 所村 眞



道路修景整備工事 完成式



商店街内どこでも乗り降りできるフラットバス



貸し出し用番傘

TOPIC 3

平成18年度石川県商店街振興組合連合会・石川県商店街連合会通常総会開催



平成18年度通常総会

平成18年度石川県商店街振興組合連合会通常総会・第2回理事会並びに石川県商店街連合会通常総会が、去る5月29日(月)午後4時から金沢スカイホテルにおいて開催されました。

石川県商店街振興組合連合会通常総会は、山田理事長が議長となり議案審議が進められ、平成17年度事業報告・決算報告、平成18年度事業計画・予算(案)の議案を諮り原案通り可決しました。又、役員改選では各連盟・連合会等より推薦を受けている推薦者をもって当選者とし、満場一致で決定されました。その後、来賓の石川県商工労働部経営支援課長櫻井清隆氏よりご祝辞をいただきました。引き続き第2回理事会を開催し、理事

長・副理事長・専務理事を互選し山田理事長の後任として、東川庄一氏(豎町商店街振興組合理事長)が選出されました。

石川県商店街連合会通常総会は、山田会長が議長となり、平成17年度事業報告・決算報告、平成18年度事業計画・予算(案)の議案を諮り原案通り可決しました。又、役員改選では各連盟・連合会等より推薦を受けている推薦者をもって当選者とし、満場一致で決定されました。山田会長の後任として、東川庄一氏(金沢市商店街連盟会長)が選出されました。最後に、来賓の金沢商工会議所中小企業相談所次長 大崎正直氏よりご祝辞をいただきました。

ここで、前任理事の方々のご苦勞に対し、心より厚くお礼申し上げます。



東川新理事長・山田理事相談役(前理事長)

理事長ごあいさつ

石川県商店街振興組合連合会 理事長 東川 庄一



このたび、平成18年度総会において県振連・県商連の理事長・会長という重責をお引き受けすることになり、その責任の重さに身の引き締まる思いであります。

本年度、国において「まちづくり三法」の抜本的見直しがおこなわれ、コンパクトでにぎわいあふれるまちづくりを実現するため「都市機能の市街地集約」と「中心市街地のにぎわい回復」を一体的に推進することになりました。

そのために我々商店街においていままでも商店街が担ってきた地域の伝統・文化を継承し、コミュニティの中核としての役割を果たし、商店街の活性化を推進するため積極的に商店街・商店の魅力度アップを図ることが急務となっております。いまこそ各商店街が知恵と持てる力を出し合せて地域に密着した商店街・商店づくりに取り組んでいかなければなりません。

県振連・県商連に課せられた責務は、極めて重要であります。各種事業の推進と商店街の近代化のために微力ではありますが、石川県等行政のお力添えを得ながら精一杯取り組んで参りたいと考えております。前理事長・会長同様ご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、関係各位ならびに各商店街の皆様方のご繁栄を祈念申し上げますと共に県振連・県商連に今後とも一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

平成18年度 石川県商店街振興組合連合会 役員

役職	氏名	振興組合名
理事長	東川 庄一	豎町商店街振興組合
副理事長	日吉 謙一	輪島市本町商店街振興組合
副理事長	高橋 徹	尾張町商店街振興組合
副理事長	寺口 一行	小松中央通り商店街振興組合
専務理事	英 健一	香林坊商店街振興組合
理事(相談役)	山田 勝二	尾張町商店街振興組合
理事	小間井隆幸	片町商店街振興組合
理事	宮本 秀夫	武蔵商店街振興組合
理事	所村 眞	横安江町商店街振興組合
理事	国分 裕行	玉川町通り商店街振興組合
理事	荒井 角男	近江町市場商店街振興組合
理事	福岡 俊明	尾山神社前商店街振興組合
理事	谷 一則	彦三商店街振興組合
理事	福田 耕介	平和町大通り商店街振興組合
理事	井上 悦朗	新野町商店街振興組合
理事	角谷 治男	三日市商店街振興組合
理事	徳田 保	八日市商店街振興組合
理事	加藤 明彦	山代温泉通り商店街振興組合
理事	中濱 英隆	わいち商店街振興組合
理事	大岩 利康	七尾駅前通り商店街振興組合
監事	福村 清	駅前前通り商店街振興組合
監事	平野 久史	石引町商店街振興組合

平成18年度 石川県商店街連合会 役員

役職	氏名	所属役職名
会長	東川 庄一	金沢市商店街連盟会長
副会長	富岡加賀夫	小松商店街連盟 会長
理事	所村 眞	金沢市商店街連盟 副会長
理事	英 健一	金沢市商店街連盟 副会長
理事	小間井隆幸	金沢市商店街連盟 副会長
理事	高橋 徹	金沢市商店街連盟 副会長
理事	谷口 保	小松商店街連盟 副会長
理事	富沢 清信	小松商店街連盟 副会長
理事	左藤 英樹	七尾商店街連合会 会長
理事	和倉 久勝	七尾商店街連合会 副会長
理事	矢田郷裕昭	加賀市商店街連盟 会長
理事	表 克己	加賀市商店街連盟 副会長
理事	板谷七海雄	輪島市商店街連合会 会長
理事	坂下 敏博	輪島市商店街連合会 専務理事
理事	床坊 猛	飯田町商店街協同組合 理事長
理事	泉谷 信七	飯田町商店街協同組合 監事
理事	長 真人	白山市松任商店街連合会 会長
理事	布目 光英	白山市松任商店街連合会 副会長
監事	福村 清	金沢市商店街連盟 常任理事
監事	平野 久史	金沢市商店街連盟 監事

商店街活性化セミナーのご案内 ①

国において、「改正まちづくり三法」が成立し、コンパクトでにぎわいあふれるまちづくりを目指すことになりました。我々商店街においてもまちづくりの活動とおした商店街活性化が急務な課題であります。

今回、コンパクトシティを全国に先駆けて実践されている講師による講演とおしまちづくりと商店街活性化のあり方について研修をしませんか。

- 日 時 平成18年7月19日(水) 午後6時から8時
- 場 所 小松商工会議所
- テーマ コンパクトシティなまちづくりと商店街活性化について(仮題)
- 講 師 青森市新町商店街振興組合 常務理事 加藤 博氏
- 参加費 無料
- 申し込み・お問い合わせ
石川県商店街振興組合連合会 担当(岡田)
電話 076-222-8779
小松商店会連盟(小松商工会議所 中小企業相談所 大土)
電話 0761-21-3121

商店街活性化セミナーのご案内 ②

地域の住民団体等の地域活動と連携した商店街づくりが始まっています。商店街を地域住民のための公共的空間にすることを商店街だけでは、実現できません。商店街が「買い物の場」を超えたより豊かな地域社会を形成し活性化するためには地域の多様な主体と連携してはじめて実現可能となります。

今まさに、「改正まちづくり三法」によるまちづくりと商店街活性化が一体となった商店街活動が求められています。

- 商店街と地域連携に関し第一人者である専門家による講演とおし商店街活性化の起爆剤にしませんか。
- 日 時 平成18年9月14日(木) 午後6時から午後8時まで
 - 会 場 七尾商工会議所
 - テーマ 地域連携による商店街づくり(仮題)
 - 講 師 株式会社 日本総合研究所主任研究員 矢ヶ崎 紀子氏
 - 参加費 無料
 - 申し込み等 後日ご案内いたします
- お問い合わせ 石川県商店街振興組合連合会(担当 岡田)
電話 076-222-8779

中小企業庁からのお知らせ

○「人材投資促進税制」積極的に活用を。

平成17年度から教育訓練費の一定割合を法人税額等から控除する人材投資促進税制が導入され、本税制の適用を受ける申告が始まっています。

・適用される方

…青色申告書を提出されている法人・個人など

・措置内容(特例あり)

…前2事業年度の平均額より増加させた場合、その増加額の25%に相当する金額が当期法人税額(所得税額)から控除される。ただし、法人税額(所得税額)の10%相当額を限度とします。

・適用期間

…法人(平成17年4月1日から平成20年3月31日までの間に開始する各事業年度)
…個人(平成18年から平成20年までの各年)

石川県からのお知らせ

○ISICOの名称で親しまれている当機構では、次の事業を行っています。お気軽にご相談を。

①ワンストップウィンドウ………新たに事業を始めたり、新分野進出をめざす際の総合相談窓口です。

②資金調達………設備資金貸付制度

創業・経営基盤の強化に必要な設備資金の1/2以内を長期・無利子、貸付7年以内、年・半年・月賦による均等償還

………設備貸与(割賦・リース)制度、産学・産業間連携等設備貸与制度

創業・経営基盤の強化に必要な設備機器を当機構が代わって購入し、長期・低利(割賦損料率年2.75%(固定)、リース料率月1.408~3.006%)貸与7年間、年・半年・月賦による均等償還

③専門職員派遣など

お問い合わせ 財団法人石川県産業創出支援機構
金沢市鞍月2-20 石川県地場産業振興センター
電話 076-267-1174

○プレミアム・パスポート事業協賛企業募集

出生率1.25 減少止まず！ 昨年、全国に先駆け実施。少子化対策の目玉商品として子育てを地域社会全体で支援していくことを基本とし、企業の子育て支援に対する積極的な社会貢献として、またビジネスチャンスとしてとらえてみませんか。

協賛企業アンケートによれば72%もの協賛企業がその効果を認めています。
社会的貢献ができた。 お客さんが増えた、喜んだ。
PRになった。 従業員の意識が向上した。 など

- 募集期間 第1次募集………平成18年6月1日~平成18年10月31日(情報誌およびホームページで紹介)
第2次募集………平成18年11月1日~平成19年5月31日(ホームページで紹介)
申し込み方法………郵送又はインターネットおよびホームページによる申し込み
お問い合わせ………子育てにやさしい企業推進協議会(事務局 財団法人 いしかわ子育て支援財団)
電話 076-262-1530



中部経済産業局メールマガジン中部METIニュースから

○ 個人データの安全管理に注意喚起！ の記事。

平成17年7月28日(木)金沢ニューグランドホテルでNTT西日本ソリューション営業部セキュリティサービス推進室長中台芳夫氏を講師にお招きし「個人情報保護のキーポイントとセキュリティ対策」と題し講演会がおこなわれましたが、プライバシーポリシー(一例)を参考とされ社会的信用の保持増進を図りましょう。

法令では、義務づけられてはいませんが、お客さまの個人情報をいたたくまに、個人情報の保護のために、組織として、どのような方針を持ち、どのように取り扱っていくか、に留意しましょう。

プライバシーポリシーの一例

1. 個人情報の保護に関する法律その他の法令に関して、店主および従業員の法令順守の徹底に努めます。
2. 個人情報の取得に関して、利用目的を特定してお客様に通知・公表します。また目的外利用は致しません。
3. 取得した個人情報の適正な取扱いや、個人データ内容の正確性の確保に努めます。また、個人データベースに対する不正アクセス、滅失、改ざん、漏えいなどのリスク予防に努めます。
4. 個人情報保護に関する取組みは、継続的に見直し、改善を行います。
5. 利用目的の範囲内で第三者に委託する場合、委託先に対して、十分な個人情報保護に関する安全措置を求める他、必要かつ適切な監督を致します。
6. 取得した個人情報について、お客様の同意を得た場合、あるいは法令に定められた例外規定を除き、第三者に提供しません。
7. 取得した個人情報について、本人もしくは代理人から開示、訂正、利用停止を要求された場合、法令に従い適正に対応致します。
8. わたくしどもの個人情報保護に関するお問い合わせ窓口は以下の通りです。

改正まちづくり三法が成立

大型店の出店地域を規制する「改正都市計画法」(ブレーキ)と中心市街地の活性化を図るための「改正中心市街地活性化法」(アクセル)がいよいよスタートします。また、「大規模小売店舗立地法」の指針改正により、退店時の対応について業界が自主的に社会的責任を果たすよう業界ガイドラインの作成などを強力に求めるなど共生のまちづくりに大型店の地域貢献が求められていきます。アクセルとブレーキを使い分け、まちのコンパクト化と賑わいの再生を目指していくことになります。

1 都市計画法、建築基準法改正概要

床面積1万平方メートル超の大規模商業施設の郊外出店ができなくなります。ショッピングセンターなどの大規模集客施設の立地を新たに原則立地規制したのは、市街化区域の用途地域のうち「第二種住居地域」「準住居地域」「工業地域」と用途地域外の「白地地域」であり、「近隣商業地域」「商業地域」「準工業地域」は、出店自由地域。ただし、市町村が中活法の認定を得るには「準工業地域」を条例によって用途を規制する「特別用途地区」に指定し、域内の準工業地域に網をかけ、大型店出店を抑制することが条件とされています。

●都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律案

都市の秩序ある整備を図るため、準都市計画区域制度の拡充、都市計画区域等の区域内における大規模集客施設の立地に係る規制の見直し、開発許可制度の見直しその他都市計画に関する制度の整備を行う。

1. 都市計画法・建築基準法の一部改正

- 人口減少・超高齢社会にふさわしいまちづくりを実現するため、以下の措置を講じる。特に、広域にわたる都市構造に大きな影響を与える大規模集客施設(法律では「特定大規模建築物」と定義)の立地に当たっては都市計画手続を終了とし、地域の判断を反映した適切な立地を確保する。
- (1) 市街化区域、用途地域における立地規制
 - 大規模集客施設が立地可能な用途地域を見直し、現行の6から3へ限定。
 - (2) 非線引き白地地域等における立地規制
 - 非線引き都市計画区域、準都市計画区域内の白地地域では大規模集客施設は原則立地不可。
 - (3) 用途を緩和する地区計画制度の創設
 - 上記(1)(2)により規制強化される用途地域及び非線引き都市計画区域内の白地地域においては、大規模集客施設の立地も認めうる新たな地区計画制度(開発整備促進地区)を創設。
 - (4) 準都市計画区域制度の拡充
 - 農地を含む土地利用の整備が必要な区域等に広く指定できるよう、準都市計画区域の要件を緩和するとともに、指定権者を都道府県に変更。
 - (5) 都市計画手続等の円滑化、広域調整手続の充実
 - 一定の開発事業者が都市計画提案を行えるよう、都市計画提案権者の範囲を拡大。また、広域調整の強化のため、都道府県知事が市町村の都市計画決定等に対する協議同意を行う際に、関係市町村から意見を聴取できることとする。
 - (6) 開発許可制度の見直し
 - 市街化調整区域内の大規模開発を許可できる基準を厳しし、病院、福祉施設、学校、庁舎等の公共公益施設を開発許可等の対象とする。

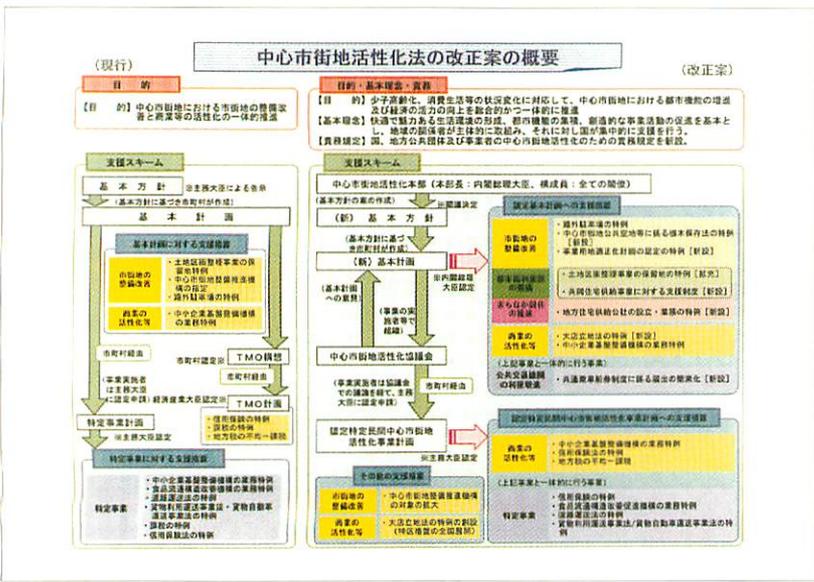
現行(店舗)	改正案	
500㎡超不可	同一	
150㎡超不可		
500㎡超不可		
1,500㎡超不可		
3,000㎡超不可		
用途地域	第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業専用地域	用途地域 用途地域 用途地域 用途地域 用途地域 用途地域 用途地域
制限なし	第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業専用地域	制限なし 同一
用途地域の変更又は地区計画開発等が認められる場合	用途地域の緩和 地区計画	同一
開発不可	市街化調整区域 準都市計画区域の白地地域	大規模集客施設も、原則不可 地区計画を定めた場合、適合するものは可 (病院、福祉施設、学校等も開発許可必要とする)
制限なし	非線引き都市計画区域 準都市計画区域の白地地域	大規模集客施設については、用途地域の指定により立地可能。また、計画的に開発促進区域で、用途を緩和する地区計画決定により立地可能。



2 中心市街地活性化法改正概要

中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的に推進し賑わいを回復し中心部再生に向けてのアクセルとして、

- ① 内閣府に中心市街地活性化本部を設置するなど選択と集中による重点的な中心市街地支援。
- ② タウンマネジメント活動形態を再構築し、民間によるまちづくりの司令塔として新TMOを位置づけ、商工業者のみならず地権者を含む様々な事業者が参加し、まちづくりについて広く協議していく。
- ③ 戦略的中心市街地商業等活性化支援事業の大規模拡充を図る(認定基本計画への深堀り支援)。



職員研修報告

平成18年1月26日27日長浜市で研修会があり、長浜商工会議所吉井理事から長浜におけるまちづくりについて、大手門通り商店街における事業活性化について、を拝聴しました。「曳山まつり」という伝統文化を核として、そこに住

む人たちはみなまちづくりを仲良く・一生懸命に・しかも楽しんでやっていること、この伝統文化がみんなのこころを一つにさせている重要な役割を持っている、と共感させられるものでした。

1 長浜におけるまちづくり

- 衰退から賑わいの高まり
 - 市制40周年長浜城の再建 (歴史博物館構想) (昭和58年)
- 商業近代化地域計画 (昭和60年)
 - ・まちかど整備、民間交流使節団 (昭和61年)
 - ・商業パイロット推進事業 (昭和62年)
 - ・市街地核再生 曳山博物館プロジェクト構想 (昭和61年) (平成12年完成)
 - ・中央駐車場整備 (昭和62年) 商店街と民間駐車場ドッキング
 - ・長浜市オープン (昭和63年)
 - ・表参道の整備 (大手門通り石畳化) (昭和63年から平成元年)
 - ・黒壁ガラス館オープン (平成元年)
- 商業近代化地域計画 (第2弾) 大店法改正 (郊外大規模開発計画)
 - ・CI事業の推進、プランづくり、イベントの創出、法人化 (昭和62年から)
 - ・アイジオー商店街 (博物館通り) の景観形成 (平成7年から同12年)
 - ・大手門通りアーケード大改修、空き店舗対策モデル事業 (ゆう壱番街)、プラチナ・プラザ4店舗 (ゆう壱番街)
- まちづくり三法 (平成10年) (TMO構想「中心市街地活性化基本計画」)
 - ・基盤整備
 - ・まち家SUCCESS横町20ブースでオープン (平成16年大型空き店舗活用)
 - ・オルゴール堂と海洋堂フィギュアミュージアムが一体 (平成17年)
 - ・すずらんグループ街路灯整備
 - ・駅前通り電線地中化と駅舎改築着工 (平成18年秋改築までJR直流化)
- これからのまちづくりは、観光と地元対応の積極的な誘導策を検討。

2 大手門通り商店街における事業活性化

- そのときどきの社会的課題に対応する。
 - ・安心安全のまちづくり 防犯カメラ6台設置
 - ・環境事業 空き缶回収機設置
- 商店街は、ホールである。多数の共催イベント実施
- 夜間もまちなみがきれいに整備されておれば人は、おのずと集まってくる。何をすれば、商売人の知恵である。
 - ・夏中 (げちゅう)
 - ・灯の並木道
- 街に住んでいくということが、まちの宝。住まなくては、まちは、衰退し、つぶれていく。
 - ・ジャスコとの協賛事業「イオンカード」を商店街で提示すると粗品進呈。
 - ・SUCCESS CARD (シュッセカード) 住民基本台帳とポイントカードがドッキング。



長濱まち家横町



長濱大手門通り商店街